

平成30年度 京都市立北醍醐学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。最近においても、幾度となく子どもの生命にかかわる大きな教育問題、社会問題となる事案が発生しており、その都度に国や地方自治体において様々な取組が行われてきた。

このようにいじめは、今日的な問題であり、その防止等の取組は将来にわたって確実に推進していく必要がある重要な課題である

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

全ての児童が「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けると共に、他者へのいじめを行わないことはもとより、児童自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。

いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた児童の心に寄り添った対応を、いじめを行った児童に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことがないように対処すること。

いじめを受けた児童の保護者はもとより、いじめを行った児童の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 いじめ対策委員会（北醍醐小学校いじめ対策委員会）

構成（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導部・養護教諭
教育相談主任・スクールカウンセラー

開催時期

毎月最終月曜日（緊急対応の場合は、この限りではない。）

役割等

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応
- ・いじめに関わる相談方法を朝会や学級指導で児童に知らせると共にいじめ対策に関わる内容を学校ホームページなどで保護者に周知
（会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載）

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

学習環境の整備

- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・気持ちの良い元気な挨拶を習慣づけることで、明るい学校の雰囲気を出す。
- ・整えられた学校並びに教室環境づくりに努め、落ち着いた雰囲気学習環境を保持する。

授業改善の充実

- ・「めあて」と「まとめ」「ふりかえり」を重視した授業を展開し、全ての児童が分かる喜びを実感できる授業を行う。
- ・つきたい力（何ができるようになるのか）を明らかにした上で、教科横断的に資質や能力を高める教育活動を展開する。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。

道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳の授業で身に付けた道徳的価値を学校行事や児童会活動の場面で実践化し、経験することで行動化することの重要性に気づかせる。
- ・全校一斉の公開授業を実施し、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」の授業を行い、保護者の理解を深め協力を求める。
- ・人権教育を充実させ、人権尊重の校風づくりに重点を置き、いじめを許さない環境づくりに努める。
- ・人権教育を通して、自他を大切にできる校風に慣れ親しませる。

児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値を実践化させる。
- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する。

児童生徒同士の絆づくり

- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・非行防止教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ、学級で話し合わせる。
- ・部活動や学級活動での関わりを深め、信頼関係を築かせる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、担当者を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

児童生徒に対する定期的な調査

- ・いじめ記名式アンケートを6月、無記名アンケートを11月に実施。尚、4～6年生については、クラスマネジメントシートを活用する。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」に関わる項目を入れ、実態の把握に努める。
- ・7月と12月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。

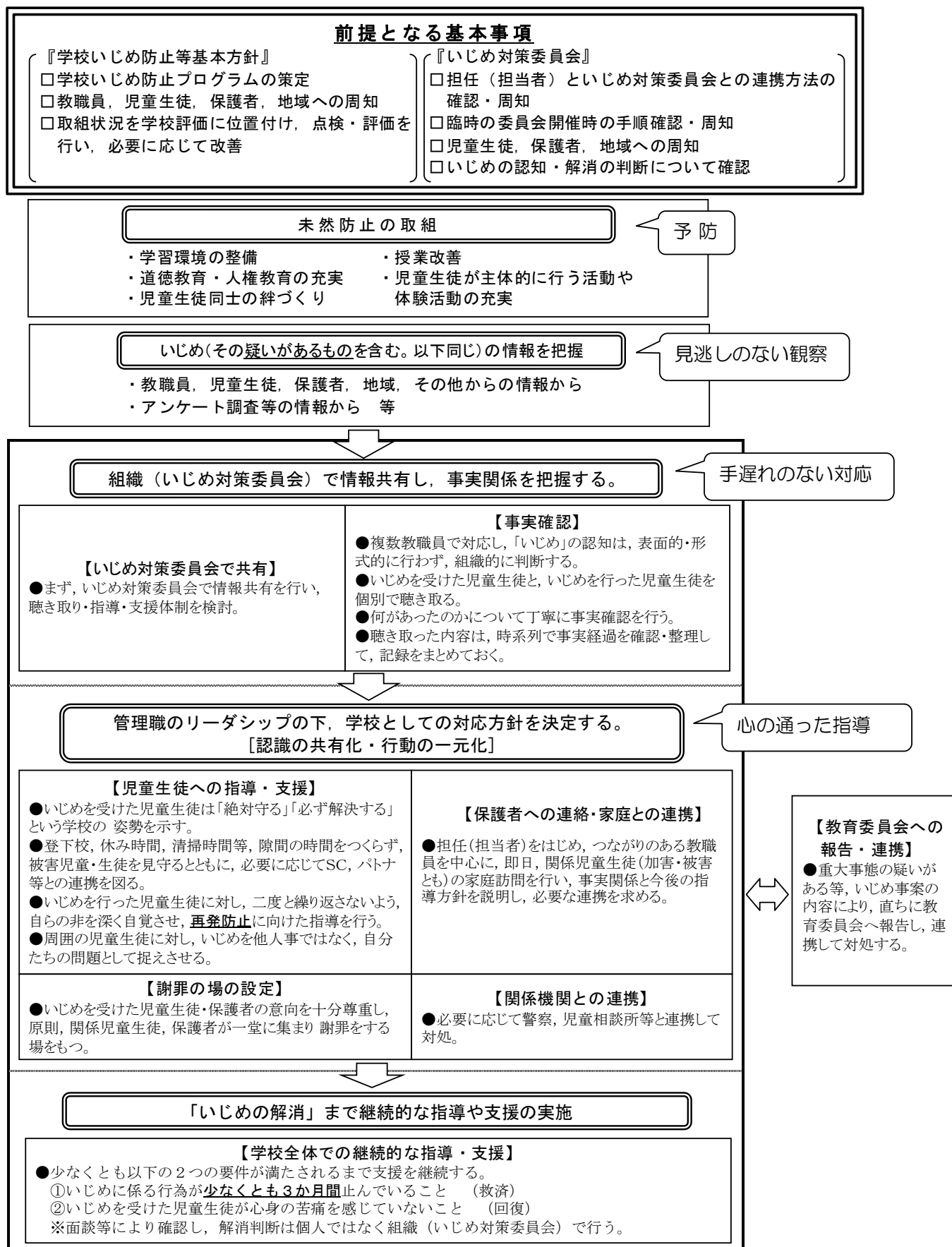
上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・いじめ対策委員会を開き、調査の結果を吟味し下記のように対応する。
- ・いじめ及びいじめにつながる事象について検討を加え対応を協議する。
- ・協議内容及びその解決策や方法、各役割を全教職員で共通理解し対応に当たる。
- ・対応の状況をいじめ対策委員会で集約し、PDCAを実践する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応 ＜いじめ事案に対する組織的な対応の流れ＞



インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導，地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い，いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・少なくとも3か月を目安にいじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し，いじめ対策委員会でその状況を共有する。（3か月を超える場合もある。）
- ・いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを定期的な面談等により確認する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ，全教職員に対し，未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し，校内研修の充実を図る。

4月学校いじめ防止基本方針確認

5月いじめ等 気になる児童の確認

8月いじめ事案の経過 いじめ防止プログラムの見直し共有 小中合同研修会

11月各学年の現状と課題

12月いじめ防止プログラムの見直し共有

2月今年度の反省と次年度への課題 いじめ事案の経過と課題共有

「①対策会議（月1回） ②校内研修（年6回）」

4 保護者・地域，関係機関との連携

保護者・地域への情報発信，啓発，協同の取組

- ・懇談会などの機会を活かして，いじめの防止や解消には，保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ，理解と協力を得る。
- ・PTAの協力のもと授業参観や懇談会への参加を呼びかける。
- ・北醍醐小学校PTAとの連携のもと，いじめ問題や「北醍醐小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める内容の話題を発信する。
- ・いじめの事案によっては，警察署少年係との連携を密にし，被害児童の身の安全を最優先させると共に，児童相談所との連携も図り，加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については，いじめ防止対策推進法を踏まえ，京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に，その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため，京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ，本校が調査主体となる場合には，本校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

また，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し，調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は，速やかに京都市教育委員会に報告し，調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は，（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。②相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。）であるが，児童や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは，重大事態の疑いのあるものとして調査・報告する。本校が調査の主体となる場合は，本校の下に組織を設け，（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また，京都市教育委員会が調査の主体になった場合は，京都市教育委員会の指示のもと，資料の提出など，調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	- 職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 - いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」	【共通】 - 入学式 - 学級開き - 全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 「あいさつ運動」強化週間 1年生を迎える会	前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年）	- 授業参観① - 学級懇談会①の中で保護者啓発 - 全校朝会で校長から啓発
5	- いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 - 生徒指導校内研修会① 「いじめ等、気になる児童の共有」	【共通】 - 憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す - 縦割り活動の顔合わせ 【5年】 花背山の家長期宿泊学習		- 憲法月間「学校だより」で啓発 - 家庭訪問週間 - 学校運営協議会で説明①
6	- いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート①4～6年」の実施に向けて	【共通】 道徳の授業を通して信頼や友情について学ぶ機会をもつ 【6年】 非行防止教室 【6年】 修学旅行	第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有①	- 休日参観②（道徳公開授業） - 保護者向け啓発パンフレット配布 - P.T.A運営委員会で啓発
7	- いじめ対策委員会④ 「記名式いじめアンケートの結果」・「クラスマネジメントシートの結果」の共有	【共通】 - 夏季休業前の朝会で、道徳で学んだ内容を交流する。 - 縦割り集会 縦割り掃除 【4年】 みさきの家野外活動	- クラスマネジメントシート①4～6年生の実施・学年集約と共有 - 教育相談週間（個別面談）①	- 個人懇談会 - 地生連で「いじめ対策」について情報交流
8	- いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 - 生徒指導校内夏季研修会② 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① PDCAサイクル」 - 小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」	【共通】 夏休み明けに「あいさつ運動」を実施する。（中学校区での取組）		参観日（公開）③
9	- いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」①	【共通】 運動会（地域と合同）		学校だよりで「いじめ対策」について広報
10	- いじめ対策委員会⑦ 「クラスマネジメントシート②4～6年」の実施に向けて - 職員会	【共通】 遠足、社会見学		- 人権に関わる参観及び懇談会④（道徳公開授業） - 学校運営協議会で

	「学校評価の結果の共有」①			説明と評価②
11	・ いじめ対策委員会⑧ 「記名式アンケート②の実施に向けて」 「校内研修会に向けて」 ・ 生徒指導校内研修会③ 「各学年の現状と課題」	【共通】 ・ 学習発表会	・ クラスマネジメントシート②4～6年生の実施・学年集約と共有	・ 地生連で「いじめ対策」について情報交流
		【6年】小中連携①②		
12	・ いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 ・ 生徒指導校内研修会④ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル」	【共通】 ・ 朝会（人権週間・月間） ・ 人権集会 ・ 人権標語の作成と発表 ・ 縦割り掃除 【1・2年】 なかよし会	・ 第2回記名式アンケートの実施，学年集約と共有② ・ 教育相談週間（個別面談）②	・ 人権月間「学校だより」で啓発 ・ 個人懇談会
1	・ いじめ対策委員会⑩ 「記名式いじめアンケートの結果」・「クラスマネジメントシートの結果」の共有 ・ 教育相談の結果の共有 「9月～12月いじめ事案の経過」	【共通】 ・ 「あいさつ運動」		・ 授業参観⑤ ・ 地生連で広報
		【4年】1/2 成人式取組 【6年】京都市内見学		
2	・ いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② ・ 生徒指導校内研修会⑤（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」	【共通】 ・ 図工展 ・ 縦割りGでの給食・あそび		・ 新1年入学説明会で校長から講話 ・ 授業参観⑥ ・ 学級懇談会③の中で保護者啓発
		【6年】小中連携② 【5年】スチューデントシティー 【1・2年】 なかよし会		
3	・ いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 ・ 職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」	【共通】 ・ 縦割りG なわとび大会 ・ 6年生を送る会 ・ 卒業式	・ 次年度に向け，アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・ アンケート原本の保管（5年保存）	・ 学校運営協議会で説明と評価③

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- ・ 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「学校公開日」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として，学習環境の整備や授業改善はもとより，道德教育，人権教育の充実，児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実，児童生徒同士の絆づくりについては，すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については，いじめ事案の発覚時に，速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については，定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。